

顧客支援システム会員規則

顧客支援システム委員会

2006.12 制定

第 1 条 総則

日本建築家協会関東甲信越支部の顧客支援システムに登録した建築家を『顧客支援システム会員』（以下「システム会員」という）といい、この規定によって、顧客支援システムの円滑な運営促進をはかる。

第 2 条 会員の資格

- 1 日本建築家協会関東甲信越支部所属の登録建築家会員であること、または登録建築家会員に登録予定であること。
- 2 建築家賠償保険に加入していること。
- 3 日本建築家協会正会員 2 名の推薦者があること。
- 4 『支援システム会員申請書一式』の提出者であること。
- 5 住宅系領域にあっては、1 級建築士事務所の主宰者、又は代表者資格のある共同主宰者、準主宰者であること。

第 3 条 会員の認定・登録・更新・失効

- 1 運営委員会による確認後、登録手数料納入時においてシステム会員の資格が開始される。
- 2 登録期間は 2 年とし、更新は妨げない。更新は隔年の年度末とする。
- 3 登録期間終了後は年会費の納入の確認により自動更新される
- 4 以下の場合はシステム会員の資格を失効する。
 - 1) 日本建築家協会職責委員会に付された場合
 - 2) 日本建築家協会関東甲信越支部の登録建築家でなくなった時
 - 3) 諸費用の未納

第 4 条 登録料及び諸費用

1 登録料及び諸費用	登録手数料	5 0 0 0 円
2 更新料		5 0 0 0 円
3 WEB 維持費		5 0 0 0 円/年
4 成約時の納入金		契約設計料の 3 %

第 5 条 心得

- 1 システム運営には、日本建築家協会会員の倫理と品位を持って対応すること。
- 2 業務開始は設計契約締結時とし、契約前の営業的スケッチ、模型等の提供は慎むこと。
- 3 設計業務契約は基本的に JIA 業務委託契約書を使用し、契約書の写しを提出する。
- 4 設計報酬料は、告示 1 2 0 6 号に準じて算定すること。
- 5 トラブルが生じた場合は、推薦者の助言を得るなどして自力解決に努め、日本建築家協会、および事務局の迷惑にならないように努めること。
- 6 成約の有無にかかわらず、システム事務局に報告を行うこと